

空き家相談シート

- 私（又は親族）が所有する空き家とその敷地（以下、空家等）に関する相談を申し込みます。
- 個人情報を含む本シートを専門家団体に提供することに同意のうえ申し込みます。

チェックのうえ、
お申込み願います。
 同意します。

【相談者及び空き家情報】 ★は記入必須項目です。

フリガナ 相談者氏名(★)			住所	〒
連絡先 (電話番号★)	電話	— —	連絡可能時間帯	時～ 時(備考)
	メール	@	FAX	— —
空家等の所在地(★)	千葉市	区	□市外()	
用途	□一戸建ての住宅 □長屋 □共同住宅 □その他()			
構造	□木造 □鉄骨造 □その他() □不明		階数	階
築年数(★)	築	年程度 (年建築)	空き家期間	年程度
所有(相談者との関係)	建物：本人・その他()		土地：本人・その他()	

【相談】 該当部分に○または記入してください（複数回答可）。 希望団体が不明な場合は○の記入は必要ありません。

相談項目(★)	売買・賃貸・現況調査・修繕・リフォーム・耐震・解体・相続相談・登記相談・成年後見人制度 財産管理人制度・法律相談・紛争相談・相隣関係・維持管理・草刈・剪定伐採・清掃・片付け・その他			
相談概要				
希望団体	千葉県宅地建物取引業協会千葉支部・全日本不動産協会千葉県本部・千葉県建築士事務所協会 千葉県建築士会・千葉司法書士会・千葉県弁護士会・千葉市シルバー人材センター			
相談方法	電話相談・対面相談・現地相談*	[第1希望]	月 日	午前・午後
		[第2希望]	月 日	午前・午後
お持ちの住宅資料	建物設計図書・登記事項証明書・建築確認済証・工事請負契約書・売買契約書・その他() (上記の資料をお持ちでしたら、相談時にご用意ください。)			

※現地相談は、必ず希望日程（申込日から7日以降）をご記入ください。なお、必ずしも希望日に相談ができるとは限りません。
日時が確定してからのキャンセルは3日前までに、すまいのコンシェルジュへご連絡ください。
また、連絡をせずに相談に来られなかった場合は、以後相談をお受けできませんので、ご注意ください。

【千葉市空家等情報提供制度(すまいのリユースネット)】 該当部分に○をしてください。

* すまいのリユースネットとは、売却・賃貸にむけて空き家情報を公開する千葉市の制度です。この制度に登録されると、市のホームページ及び全国版空き家バンクを通じて空き家情報が買いたい・借りたい方に提供されます。

制度への登録	希望する ・ 希望しない ・ 不明 (市が制度概要を説明させていただきます)
--------	--

【市記入欄】

市受付日	年 月 日	受付番号	送付日	年 月 日
備考				担当者
団体受付日	年 月 日	相談実施日	年 月 日	相談対応者
対応結果	対応終了・対応継続・他団体を紹介()・その他()			
備考				

送付先

すまいのコンシェルジュ ■TEL 043-301-6278 ■FAX 043-301-6279
■メール sumai@cjkk.or.jp